

健康づくり教材貸出要綱

(目的)

第1 この要綱は、石巻保健所管内におけるメタボリックシンドロームをはじめとする生活習慣病の予防と改善、重症化予防を推進するため、石巻保健所が所有する教材（以下「教材」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(貸出教材)

第2 この要綱により貸出しを行う教材は、別表1に掲げるとおりとする。

(貸出対象者)

第3 貸出対象者は、石巻保健所管内において生活習慣病の予防と改善、重症化予防に取り組む団体等とする。

(費用)

第4 教材の貸出しにかかる費用は、無料とする。

(貸出方法)

第5 貸出しを希望する者は、貸出希望日の1週間前までに石巻保健所長あて、みやぎ電子申請システム又は教材借用願（様式第1号）で申請し、承認を受けるものとする。

2 教材の貸出場所は石巻保健所及び石巻保健所登米支所とし、貸出期間は原則として14日以内とする。

(禁止事項)

第6 教材を使用する者（以下「使用者」という。）は、教材の使用にあたり、善良な管理者としての注意をもって管理するものとし、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 申請した使用目的以外での使用

(2) 教材の第三者への転貸

(貸出期間中の責務)

第7 教材を紛失又は破損したときは、使用者は直ちに石巻保健所長にその状況を文書により報告しなければならない。

2 使用者の不注意又は不適切な使用により、教材が破損・紛失した場合は、使用者が実費弁償するものとする。ただし、天災その他特別な理由があると石巻保健所長が認めた場合は、この限りではない。

3 教材の使用にかかる事故等については、使用者の責任において対処しなければならない。

(教材の返却)

第8 教材の返却場所は石巻保健所及び石巻保健所登米支所とする。

2 使用者は返却する教材一式について不具合の有無や、数量に不足がないか確認するとともに、石巻保健所長あて、みやぎ電子申請サービス又は教材利用状況報告（様式第2号）で報告するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、教材の貸出しに関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。
- 2 令和7年3月28日一部改正